

事務連絡  
平成23年2月21日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザウイルス検出事例の発生について  
(情報提供)

今般、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

本日、長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県においてこれまでに回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や都道府県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)) に十分留意されるようお願いします。

**※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。**([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

### 1 主な経緯等

#### <長崎県>

##### (1) ハヤブサの回収地

長崎県諫早市

##### (2) 経緯

- ・ ハヤブサ 1 羽を回収 (12日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

#### <大分県>

##### (1) オシドリの回収地

大分県大分市

##### (2) 経緯

- ・ オシドリ 1 羽を回収 (9日)。簡易検査陰性。大分県による遺伝子検査は陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。



<宮崎県>

(1) ハヤブサの回収地

宮崎県宮崎市

(2) 経緯

- ・ ハヤブサ 1 羽を回収 (1 1 日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

<鹿児島県>

(1) ナベツルの回収地

鹿児島県出水市

(2) 経緯

- ・ ナベツル 1 羽を回収 (1 3 日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺 1 0km 圏内の野鳥の警戒レベルを 3 に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)は、これまでの野鳥又は家禽における発生時の現地調査で実施済みのため、改めて行う予定はありません。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年2月20日(日)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

栃木県宇都宮市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒  
タイプの確認に伴う環境省の対応について

本日、栃木県宇都宮市で回収されたハヤブサ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や栃木県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf))に十分留意されるようお願いします。

**※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。**([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

### 1 主な経緯等

#### (1) ハヤブサの回収地

栃木県宇都宮市

#### (2) 経緯

- ・ ハヤブサ1羽を回収(14日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、北海道大学における確定検査においてH5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

### 2 今後の対応

- (1) 発生地周辺 10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施(22日(火)から2日程度。実施主体は環境省(栃木県等と連携))。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、改めて周知。



【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- 高病原性鳥インフルエンザが多発していることを踏まえ、防疫措置を強化する観点から糞便調査の取材機会は設けません。
  - ・調査に関する写真等の提供を栃木県より22日18時までに行います。写真等の提供を希望される方は、栃木県環境森林部自然環境課（電話：028-623-3261）までお問い合わせください。
- 調査内容等の詳細については関東地方環境事務所野生生物課（048-600-0817）へ問い合わせ願います。

平成23年2月21日（月）  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
室 長：宮澤 俊輔（内線6470）  
室長補佐：山本 麻衣（内線6471）  
専 門 官：福嶋 貢史（内線6474）  
担 当：千葉 康人（内線6473）  
（関東地方環境事務所 048-600-0817）

報道各社御中 ← 環境省広報室

釧路自然環境事務所・北海道  
同時発表

北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及びその周辺  
における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認について  
(情報提供)

以下に現時点における情報を提供します。

本日、北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区(北海道厚岸町奔渡)において回収された野鳥1羽について、詳細検査の結果が判明し、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。経緯等は以下の通りです。

○オオハクチョウ・幼鳥1羽(17日回収。簡易検査陽性。北海道大学へ移送、詳細検査)について、H5N1亜型・強毒タイプと判明。

今回の回収地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、関係府省、北海道等と連携して、野鳥の監視を引き続き推進してまいります。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

平成23年2月21日(月)  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)  
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)  
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)  
担 当：千葉 康人 (内線6473)  
(釧路自然環境事務所 0154-32-7500)

## 野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています  
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします